

最新・重要判決に学ぶ 定年後再雇用社員の待遇格差をめぐる 法律実務とトラブル防止ポイント

日時 平成29年7月25日(火) 10:00～16:00
計5時間(1日間)

対象

人事・労務部門の方
各部門の管理・監督者の方 等

会場 NHK 名古屋放送センタービル内教室

講師 弁護士法人 あお空法律事務所 代表弁護士 **中根 浩二** 氏

本セミナーのポイント

- ①定年退職後に再雇用された嘱託社員と正社員の待遇格差をめぐる重要判例のポイントについて解説いたします。
- ②判例を踏まえての企業における定年再雇用者の賃金制度見直しの進め方や定年後再雇用に関するトラブル防止のポイントについて解説いたします。

講義項目

第1. 報道等にも大きく取り上げられた、運送会社における「定年退職後、再雇用された嘱託社員と正社員との待遇格差を否定した」判決及び同判決を覆した控訴審判決について

- 1 争点について～再雇用社員と正社員との待遇格差
- 2 事案の概要
- 3 第一審判決（東京地裁平成28年5月13日）～再雇用社員と正社員との待遇格差を否定
- 4 控訴審判決（東京高裁平成28年11月2日）～再雇用社員と正社員との待遇格差を是認
- 5 両判決の結論が異なった理由 ～高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえて
- 6 その他の重要判例
 - (1) 大津地裁彦根支部平成27年9月16日、大阪高裁平成28年7月26日
 - (2) 名古屋地裁岡崎支部平成28年1月7日、名古屋高裁平成28年9月28日

第2. 再雇用の仕組みと賃金制度の見直しの進め方

- 1 定年後再雇用に関する留意点とトラブル防止のポイント
- 2 在職老齢年金、高年齢雇用継続給金制度の現状
- 3 職務・役割基準の見直し
- 4 労働条件の設定
- 5 賃金制度再設計のポイント

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。》

ご参加のおすすめ

平成28年5月、東京地方裁判所にて、運送会社において正社員に比べ給与を減額された定年退職後に再雇用された嘱託社員が、正社員の給与との差額の支払いを求めた訴訟において、嘱託社員側の請求を全面的に認める判決が言い渡されました。この判決については、新聞等において大々的に報道されたため、ご存知の方も多いと思います。

他方、同年11月、東京高等裁判所において、上記判決を破棄し、嘱託社員側の請求を棄却する逆転判決が言い渡されております。同判決については、余り報道がされていませんが、重要な判断が示されています。

さらに、定年後再雇用嘱託社員については、大津地裁（控訴審：大阪高裁）、名古屋地裁（控訴審：名古屋高裁）においても重要な判決が言い渡されています。そこで、これらの判決について、わかりやすく解説いたします。

また、今後の実務への影響、定年後の再雇用への対応方法、企業における定年再雇用者の賃金制度見直しの進め方やトラブル防止策についてわかりやすく解説いたします。

この機会に関係各位の積極的なご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

弁護士法人 あお空法律事務所
代表弁護士

中根 浩二 氏

平成9年 司法試験合格
平成10年 名古屋大学法学部法律学科卒業
最高裁判所司法修習生（52期）
平成12年 司法修習終了 弁護士登録（愛知県弁護士会）
楠田法律事務所勤務
平成17年 あお空法律事務所開所（所長）
平成23年 日弁連研修センター副委員長
愛知県弁護士会研修センター副委員長
労働問題、企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。
労働法関連セミナーの実績も多数

日時：平成29年7月25日（火）10:00～16:00
計5時間（1日間）

会場：NHK名古屋放送センタービル内教室
名古屋市中区東桜1-13-3NHK名古屋放送センタービル ※右図参照

	参加料	消費税等	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

★複数名申込割引について

同一企業（団体）から同じ講座（コース）に2名様以上でご参加の場合は、1名様につき、2,160円割引いたします。
下記申込欄にご記入ください。

※参加料には、テキスト・資料代が含まれています

申込方法：下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申込み下さい。
折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

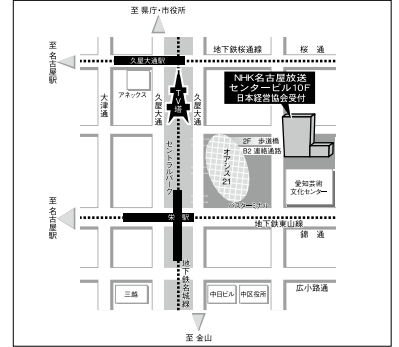
- 参加料（負担金）は、銀行振込にて開催3営業日前までにお納めください。（経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。）
- 開催3日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただけますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。

キャンセルについて

開催日の3営業日前からは受講料の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ（担当/江尻・里見） TEL (052) 957-4172 (ダイヤルイン)
〒461-0005 名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F FAX (052) 952-7418

日本経営協会・中部ホームページ <http://www.noma.or.jp/chubu/>
※お電話の問い合わせ（駐車場含む）は、平日の9:15～17:15にお願いします。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分
【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

日本経営協会・中部本部 行 FAX (052)952-7418

こちらの面をそのまま FAX して下さい。

60008437

「定年後再雇用社員の

待遇格差をめぐる法律実務とトラブル防止ポイント」参加申込書

H29/7.25

平成 年 月 日

★複数名申込割引に該当する場合はチェックして下さい <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 日本経営協会会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当するものにシ印をつけて下さい)	
(フリガナ) 団体名	TEL () -	ご派遣責任者 所属・役職名	
(フリガナ) 所在地	FAX () -	ご氏名 (印)	
No.	参加者(フリガナ)	所属・役職名	担当経験年数
			年 月
			年 月
			年 月
※メールアドレス (通信欄)			

〈注〉太わくの中をご記入下さい。電算処理の関係上、フリガナ・ご派遣責任者名は必ずご記入下さい。No欄は記入不要です。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー運営 ③ セミナーなど本会事業のご案内

お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。

なお、③がご不要な場合は右記にチェックしてください。

不要

地球にやさしい再生紙を使用しています。 ©